

2026 年 3 月 13 日

株主各位

香川県高松市松福町一丁目 15 番 10 号
南海プライウッド株式会社
代表取締役社長 丸山 徹

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026 年 2 月 13 日開催の取締役会において、2026 年 4 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2026 年 3 月 31 日（火曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 4 月 1 日（水曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、8,000,000 株増加して、10,000,000 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026 年 4 月下旬にお届出のご住所にお送りする予定です。
- 2026 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777（通話料無料）